

令和3年度 第2回茨木市障害者地域自立支援協議会全体会 議事概要

≪開催日時≫ 令和3年12月23日（木曜日）14時00分～15時20分

≪開催場所≫ 市役所南館8階中会議室

≪委員等出席状況≫

・委員 13名

三浦委員（市民公募）、吉岡委員（障害当事者部会）、辻委員（障害当事者部会）、加藤委員（関西福祉科学大学）、山本委員（茨木市医師会）、樋口委員（茨木市社会福祉協議会）、天野委員（茨木支援学校）、芝野委員（茨木公共職業安定所）、熊谷委員（茨木・摂津障害者就業・生活支援センター）、森川委員（茨木障害フォーラム）、藤岡委員（ほくせつ24）、遠藤委員（居宅介護部会）、戸谷委員（日中活動系部会）

[欠席4名]

森脇委員（市民公募）、山内委員（茨木保健所）、山口委員（タクト相談支援センター）、今村委員（居住等施設部会）

・オブザーバー 4名

・傍聴者 4名

【議事概要】

○議題案件

Ⅰ 令和3年度連続講座「ちいきで暮らそう～文化・芸術・スポーツ編」について（報告案件）

〈概要〉

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大規模なイベントが自粛している中で、今年度は、スポーツや芸術を通して障害理解を深めて啓発につなげることをテーマとし、全3回の連続講座を企画し、その実施内容の報告を行った。

第1回目については、動画で報告を行い、委員には次の3点をお聞きした。1つ目は、動画の感想。2つ目は連続講座に参加された方の感想。3つ目に、今後取り組んでほしい研修や、障害に関する日常の生活でのお困り事についてである。

〈質疑事項・意見交換内容の概要〉

- （慶徳会障害者相談支援センター江越氏）：タクト相談支援センターの山口委員、木村氏より、第3回目のボッチャに参加された際の感想を預かっているため代読する。「今回、公式ルールでは初めて体験させてもらいました。投げ方や微妙な力加減等、やはり奥の深いスポーツだと思いました。また、同じチームになった方とも和気あいあいと楽しくさせてもらえて、束の間の息抜きにもなりました。（山口委員）」「ボッチャは以前から知っていましたが、実際にやってみて、誰でも楽しめるスポーツということがよく分かりました。（木村氏）」
- （藤岡副会長）：当事者部会からは4名の方が陶芸に参加されて、2名の方がボッチャに参加された。参加者からは、薬剤の匂いが気になったが、作りたいと思っていた井ぶりができてよかったという意見や、より美しい形にするために、試行錯誤をしていくうちに心が柔らかくなっていったという感想をいただいている。また、道祖本焼きを特産物として全国にアピ

ールできないかといったことや、焼き上がりを見るのがすごく楽しみだといった感想も聞いている。

- （辻委員）：病院のデイケアにて一度陶芸をしたことがあり、ぐい呑みを作ったことがある。童心に戻る気持ちになる。動画の中でも、（動画に映っていた）お母さんが、ろくろを回している感じがすごくいいと言っていたが、そのとおりだと思う。
 - （樋口委員）：社会福祉協議会にボランティアセンターがある。そこに、中村先生が陶芸の体験のチラシを置いてくださった。陶芸療法士とはどういったものなのか聞きたいと思っていたところで、この動画を見ることができた。社会福祉協議会やボランティアセンターで活用していきたいと思う。また、社会福祉協議会で福祉教育学習を実施しているが、今までは車いす体験を実施してきた中で、どういったものを子どもたちに伝えたらよいかということが課題となっていた。学校側からボッチャをやってみたいという提案があり、当事者の方を交えて実施した。学校の先生を通じて、子どもたちが、障害当事者の方が身近にいることを知ることができたといったことや、家族とボッチャの体験について話をした等の感想を聞いた。福祉教育の中では、研修啓発プロジェクトチームで実施した研修の内容等は大変参考になる。今後とも情報提供等をお願いしたい。
 - （辻委員）：障害に関する身近な困りごとについて、病院を受診した際に、問診票に、病気（統合失調症等）や服薬している薬をすべて記載しないといけないことに抵抗がある。また、知り合いで身体に麻痺がある方がいるが、麻痺とともに知的障害もあると誤解されることがあると聞いた。どこかで、そうではないと教える機会があればと思う。
- ⇒●（辻委員の意見に対して加藤会長）：障害が多様化している中、一つ一つ理解を広げていくということは難しいかもしれないが、何らかの形で取り組んでいただければと思う。

2 令和3年度地域生活支援拠点等の取組状況について（報告案件）

〈概要〉

障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障害者等やその家族が安心して地域で暮らすために、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的に、地域生活支援拠点等を整備する必要がある。地域生活支援拠点等は、5つの機能で構成をされている。

1つ目は、相談機能、2つ目は、緊急時の受入対応、3つ目は、体験の機会・場、4つ目は、専門的人材の確保・養成、5つ目は、地域の体制づくりである。

本市では、面的整備を採用し、取り組んでいく。面的整備は、5つの機能を備える複数の事業所（短期入所、グループホーム、相談支援事業所等）が連携をすることで、市全体で障害者の地域生活を支援するためのネットワークを構築するものである。今年度は令和4年度の本格運用に向けて、5ケースで試行的取組を実施している。

また、地域生活支援拠点等の機能の検証・検討を行う場が、第6期障害福祉計画において、年1回以上、運用状況の検討・検証を行うことを目標としていることから、機能ごとの評価（現状や進捗状況、課題、今後の見通し）についても報告をした。

なお、国においても地域生活支援拠点等を運用する中で明らかになった課題等は、障害者地域自立支援協議会等を活用し、検証・検討を行う必要があると示されていることから、本市においても検証・検討を行うための拠点プロジェクトチームを令和4年度に立ち上げる予定としている。

〈質疑事項・意見交換内容の概要〉

- （加藤委員）：地域生活支援拠点等の事業は、非常に重要な事業であると思っている。支援学校時代の経験から、親なき後や緊急時の体制をつくるのが以前より大きな課題であり、地域差もある。ぜひ、拠点プロジェクトチームを立ち上げていただきたいと思っている。

3 進路マップについて（報告案件）

〈概要〉

就労支援部会の活動をしていく中で、障害当事者が働きたいという希望を持った際に、ご家族の方や障害当事者に関わる学校の先生等から、相談機関や方向性が分からないといったご意見をいただくことが多かった。こういった背景があり、障害当事者や当事者の家族の方、小中学校の支援学校に通学している子の保護者の方、相談支援専門員の方等を対象に進路マップを作成し、情報発信に取り組んでいる。

茨木支援学校、鳥飼高等支援学校の先生に配布済みである。小中学校の支援級に通う子の保護者や担当の先生にも配布することを考えているが、現時点では、相談中ということでは止まっている。また、相談支援事業所の相談員の方にも配布予定である。

今回、進路マップを見ていただいた率直な感想と、配布先についてのご意見を頂戴した。

〈質疑事項・意見交換内容の概要〉

- （吉岡委員）：障害当事者の立場から、この就労の流れのマップがあると便利だと思う。
- （熊谷委員）：就労支援部会のメンバーとして作成にも携わった。仕事をしている中で、障害受容が難しい方も今まで沢山見てきた。障害受容をせずに成長し、他機関に特に相談したこともなく、茨木・摂津障害者就業・生活支援センターに相談に来ることもある。障害受容が少しでも早くできるようにといったことも含めて、進路マップを使用し啓発していきたいと思っている。また、修正や改良をするべき点はあると思うので、皆さんの意見もいただけたらと思っている。
- （辻委員）：進路マップの裏に記載されている特例子会社とは何か。
- ⇒●（辻委員の意見に対して JSN 横田氏）：特例子会社とは、簡単に言うと、ある会社が、本社とは別につくった、障害のある方に配慮をして働きやすくした会社のこと。
- （三浦委員）：関わりのある精神障害の方がいるが、その方は、訪問看護に唯一つながっている。もし可能であれば、配布先に精神科の訪問看護事業所を提案する。
- （樋口委員）：コミュニティソーシャルワーカーには配布するか。民生委員からは、障害当事者の家族から、就労に関する相談を受けた際に、どうしてよいか分からなかったという話も聞いている。コミュニティソーシャルワーカーに配布があると、相談支援機関を民生委員に案内をする等ができるので、ご検討していただければと思う。
- ⇒●（樋口委員の意見に対して JSN 横田氏）：相談支援機関との意見交換会を予定しており、その場にコミュニティソーシャルワーカーの方にも来ていただくことも良いと思った。
- （天野委員）：非常に分かりやすいマップになっていると思う。就労先が多様化していることや選択肢も沢山あるということが、網目で表現されている。配布先としては、小中学校の支援級の担当の方や家族の方への配布を検討しているとのことなので、ぜひ配布していただきたい。
- （藤岡副会長）：大学の進路、就職関係の担当の人にもお渡しいただけたらと思う。また、

かかりつけ医のいるクリニックもよいと思う。

●（加藤会長）：就学前の保護者から、手帳を取得すると就職できないのではないか等の相談を受けることがある。相談内容から、色々な誤解を持ったまま過ごしている方がいらっしゃる印象であったため、就業前の児童発達支援事業所にも周知をしていただきたいと思う。進路マップは非常に分かりやすいものであると思うので、ぜひ広がってほしいと思う。

4 東保健福祉センターの運営状況について（報告案件）

〈概要〉

東地区保健福祉センターの運営状況について報告をした。令和3年度は、1か所目として東圏域で開設をし、順次開設を予定している。

センターでは、それぞれの専門分野（障害、高齢、子育て、地域づくり等）を担当する職員が配置されており、多職種の連携が行われている。

センターでの相談支援体制については、まず保健師と市の職員が対応をしている。相談内容が専門的でより詳しい内容が必要な場合は、センターで勤務しているそれぞれの専門分野の職員へ引き継ぎ対応を行う。

障害者の相談件数（センターに従事している障害者相談支援センターの相談対応件数）については、前年度の同時期、4月から8月と比べると同程度の件数となっており、9月以降の件数は、前年度と比べると増加をしている状況となっている。

〈質疑事項・意見交換内容の概要〉

●（辻委員）：東保健福祉センターと書いてあるが、他の地区の人はここに相談することを避けた方がいいのではないか。

⇒●（辻委員の意見に対して澤田次長）：東保健福祉センターは、東の圏域を担当する形となっている。随時来年度、令和4年度につきまして、予定では南圏域、西圏域、さらに次の年に中央圏域、北圏域という形で、今後2～3年にわたって市全体に作ることを考えている。東の圏域の中でも、他圏域に近いところに住んでいる方もいる。そのため、近い方のセンターに相談に来ていただいても問題はない。

●（山本委員）：順次5か所設立されるとのことだが、今現在、他の地区の場合は、どのようにしたらよいのか。

⇒●（山本委員の意見に対して澤田次長）：障害者相談支援センター、地域包括支援センターは、今現在それぞれの圏域にある。それをセンターの中にまとめて、多職種連携をすることを行っている。それぞれの圏域にはそれぞれの相談を受ける社会資源があるので、そちらの方に行っていただければと思う。